

平成 25 年 4 月 1 日

各 位

更生会社 水谷建設株式会社

管財人 天 野 勝 介

管財人 堤 節 夫

## 更生計画の認可決定に関するお知らせ

弊社の更生計画案につきましては、圧倒的多数の債権者の皆様のご賛同を頂き  
(決議結果：更生担保権の組の同意割合は約 99.7%、更生債権の組の同意割合は約  
95.7%)、可決されておりましたところ、弊社は、平成 25 年 3 月 31 日付で、大阪地  
方裁判所より更生計画の認可決定を受けましたので、お知らせいたします。

改めて、皆様のご寛容とご支援に、心より御礼申し上げます。

今後は、更生計画の遂行に向けて、会社一丸となって最大限の努力をして参る所  
存でございますので、引き続きご指導ご鞭撻賜りますよう、お願いいたします。

以 上

平成23年(ミ)第3号 会社更生事件

決 定

三重県桑名市大字蛸塚新田328番地

更生会社 水谷建設株式会社

管財人 天野 勝介

主 文

本件更生計画(別紙のとおり)を認可する。

理 由

- 1 管財人から当裁判所に提出された更生計画案は、平成25年1月11日から平成25年3月18日までの間に実施された書面投票及び平成25年3月25日の関係人集会において可決された。
- 2 本件更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められる。
- 3 よって、主文のとおり決定する。

平成25年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 本 多 俊 雄

裁判官 福 田 修 久

裁判官 安 達 拓

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 林 隆

